

平成 29 年 10 月 1 日に改正された「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」では、
保育所に入れない場合、最長 2 歳まで育児休暇の再延長が可能、子どもが生まれる予定の方等育児休業等をお知らせすることや未就学児を育てながら働く方が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設けることが新たに事業主の努力義務として創設されました。

本会でもこれに伴い、規程の改正・新設などを行い、制度の促進を行っていくために一般事業主行動計画を策定しました。

山形県森林組合連合会 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成30年7月1日～平成37年3月31日まで
2. 内容

目標1：育児休業等に関する規則の制度や情報提供を行う。

＜対策＞

- 平成30年 7月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成30年 8月～ 制度に関する資料等を作成し、職員に周知。

目標2：育児休業等を取得しやすい環境作りのため、職員への制度利用を促進する研修を行う。

＜対策＞

- 平成30年 7月～ 職員への実態把握調査
- 平成30年 8月～ 研修内容の検討
- 平成30年 9月～ 研修の実施、職員への制度利用の勧奨

目標3：育児休業等を取得しやすい（子育てに適した）職場環境の整備